三菱の馘首續行を 職問題で防がんとす

酒保にまでボイコットする

三菱造船所（同内燃機、同電機三大工場）が職工の解雇を斷行するに就き職工側では二十六日午後職工會の結果、會社が何處までも解雇を斷行して止まざる場合には一萬餘人の職工全部が總罷業をなすべく即座に解職問題に關聯した又警官、役付職工が職工に對しては保安警官を使ひて事實を調査して誘惑動搖の事により告訴を提起することを申合はせた

其の他職工者に對しては勉定毎職工各自が日給一日分を支出して向ふ六箇月間救濟金を支給することを決議した

酒保は造船所内に在る酒保、鰻屋、蕎麦屋は職工に同情を持たぬといふ理由の下にボイコットを決議した

裏切者を凄い眼で 睨み付けるが口は利かぬ

休業明け三日目の川崎造船所

神戸川崎造船所休業明け三日目の廿七日は官憲側と職工側の睨み合が最高潮に達し未明から會社の附近は勿論遠く新開地入口まで警官と憲兵とが人垣を築き職工方は大抵浴衣がけで其間をくゞつて右往左往して居たが今日は決して口を利かず直接行動にも出ず唯物凄い目で裏切者を睨みつけるばかり作戰計畫極めて巧妙であつたために一人の檢束者をも出さなかつた。所で一週間苦しい戰鬪の間を流水の如く通過して工場の黒い大門にはれて汗つた就業職工は會社側の調査では本工四千七百五十人兵庫工場五百七十八人計六千九百二十人、前日より二千四十四人の增加

多數の加盟就業者を入場せしめて居るから夫れが午後に退場して來れば本日の數が判らが會社の發表の如く多數では無いと若し毎日二千人づゝも殖えていつたら一週間もたつては十萬人の職工が就業したと云ふであらう

と冷笑して居る同會社は前日境東の就業者を勸けたと云ふ理由の下に全部解雇することゝし又二十八日以後の職工者は社則の「三日間以上無斷缺勤者」として何とか處分する必要があるので協議中であるが職工側でもそれに對し缺勤を連續する方法を圖つて居る

三菱二工場は 近く開場

會社側の樂觀

川崎造船所兵庫工場は廿三日も休業中の廿三日三菱造船、內燃機、電機三會社では二十七日も前日と同樣直接職工に關係のない雜役夫職工（造船三百六十四名、內燃機六十一名、電機百五十名）等を入場せしめて機械の手入やら整理やらを斷行して居る會社側の取調に依ると二十七日正午迄の就業申込職工數は造船所造船部千百四十九名、鐵部一千七十二名、總部四百五十九名、鐵部二百三十名、總計二千九百十名（全部の約四割）內燃機は三百五十餘名（全部の約四割）電機は二百五十餘名（全部の約二割五分）であるから近く三會社とも開場すると云つて居る

軟弱な川崎工と 鞏固な三菱職工

最初の形勢が逆轉した

就業者の數が判らぬ

川崎造船所軟弱職工は廿七日午前七時半から警官隊警戒の下に續々入場して作業に從事して居るが會社の發表によれば本分工場を通じて本日の

入場者

は六千九十二人增加して居ると稱し職業職工團本部では千餘名と發表し五千餘の相違

幾分の

懸隔があるらし

判明しないが會社では入場者として形勢を觀望して居る者を數へて居るらしく

いい會社側も職工團も前日に比してめて平穩の狀を呈して居るが一方三菱造船所の職工團は最初非常に軟弱に見えたが最近に至つて鞏固となり出勤申込者

其他の

雜役に使用され

は僅々四百名でそれ等は裏門から入場させ機械磨き

て居る要するに川崎造船職工は最初鞏固であつたが遂に軟弱となり三菱は最初軟弱の樣だつたが最近に至つて非常に鞏固となつて頗る活動するらしいと觀測されて居る（神戸電話）

川崎造船産業委員の發表したのは 民法に據る工場管理

當局及び資本家の一宣傳に過ぎぬ

總て合理的の行動であると主張す

東部大阪曹達の職員者曰く「內務省社會局長は神戸川崎造船所の產業委員會で發表した工場管理を强盜盜賊至罪として裁判所と協議の上檢擧するに決したと語つたさうだが是こそ近來の一笑柄である現在日本の民法第三章には事務管理の規定があるぢやないか、民法註解及び判決例に依ると事務管理とは他人に賴まれもせぬのを勝手に其人の爲め其人の仕事をしてやる事で其人の

意思に反

すると否とは問ふ所でない川崎造船職工の發表した管理方法中（第二）各係員等は產業委員の指示により從來通り仕事をせよ云々（第五）で一般の平安を害し能率を傷つける者は懲罰に附す云々とあるのは民法六百九十七條「事務なくして他人の爲に事務の管理を始めた者は事務の

性質に從

ひ本人の利益に適すべき方法にて管理すべきを要す」に當て嵌まつてゐる、尚七百一條には「會社の職員の負擔なるも本人の意思に反して管理をなしたる時は本人が費用を拂はざる場合の費用は二條には「委員會の費用等は會社の負擔なるも本人の意思に反して管理をなしたる時は本人が求あれば委員會は管理狀況を報告し實費代金も引渡せ」第七百一